



全国一般JSS分会 争議報告

2021年4月21日、横浜地裁でJSS分会の裁判が行われました。

この裁判は、警備員が休憩を取ることができずに勤務していた時間分の未払い賃金を請求しているものです。

警備員は依頼時間の30分前には現場に到着し、着替え、装備、カラーコーン等による規制などを済ませておかなければならないと会社から指示されていますが、これは労働時間にされていません。また会社は待機時間を休憩時間と主張していますが、待機とは不測の事態に即応できる状態であることで、実際に待機中に現場へ急行することが求められることもあります。

会社は裁判で、警備員は休憩時間をちゃんと取っていると主張してきたため、裁判長から今回の期日までに実労働時間の実態、休憩が取れていたことがわかる証拠を提出することを求められていましたが、集計を進めているところだとして証拠を提出することができませんでした。次回期日は6月21日になります。

全国一般STT分会 争議報告

2021年4月20日に横浜地裁より法律事務所でリモート裁判が行われました。

STT争議は、トラックドライバーの客先構内等での待機時間を休憩時間とするトラック運送業界の「慣行」を改めさせ、待機時間を正當に労働時間と認めさせてその分の賃金を支払わせることを目的としています。

これまでの主張整理で、サービスエリア、パーキングエリア、道の駅で休んでいる時間を休憩とし、その他を待機時間と認められる流れとなっていました。しかし、今回から裁判官が交代したため、対策会議は、労働時間は客觀的に把握できなければならぬということを強調しつつこれまでの主張を新しい裁判官に理解してもらうこと、また、裁判闘争と並行して職場での運動、会社、親会社を社会的に包圍する運動をさらに強化していかなければならないことを確認しました。

次回期日は6月15日になります。